

令和4年1月18日

第110回 神戸市個人情報保護審議会

個人情報を取り扱う事務の届出について
(報告)

個人情報を取り扱う事務の届出

1 新規事務の開始 . . . 61件

(主な内容)

「神戸市空き家おこし協力隊に関する事務」「骨髄等移植ドナー支援事業」「ひとり親家庭住宅支援資金貸付金事業」「オンラインによる学習支援関連事務」ほか

2 事務の廃止 . . . 56件

(主な内容)

「テレビ地形難視解消事業」「持続化給付金神戸市申請サポート窓口」「復興市街地再開発商業施設等入居促進事業に係る事務」ほか

3 変更 . . . 202件

(主な内容)

(1) 事務名称の変更 . . . 19件

[新]「兵庫県地域活性化雇用創造プロジェクト推進協議会の実績報告にかかる事務」 ← [旧]「兵庫県次世代産業高度化プロジェクト推進協議会の実績報告にかかる事務」

[新]「ランゲージ支援員派遣事業」 ← [旧]「外国人児童生徒等受入校支援ボランティア派遣事業」ほか

(2) 対象者の範囲の変更 . . . 11件

「まちの美緑花ボランティアに関する事務」

[新]「各組織の代表者及び役員」 ← [旧]「各組織の代表者」 ほか

(3) 記録項目の変更 . . . 28件

「建築協定の認可に関する事務」

[新] 性別を削除 ← [旧] 氏名、性別、住所、生年月日・年齢、相談内容

「神戸市アカミミガメ防除活動助成金に関する事務」

[新] メールアドレスを追加 ← [旧] 氏名、住所、電話番号 ほか

(4) 事務処理の委託の変更 . . . 13件

「市税の口座振替に関する事務」 委託先変更

「成長産業の集積 外国人起業活動促進事業に関する事務」 新規委託 ほか

(5) 組織改正に伴う変更 等 . . . 131件

[新] 企画調整局デジタル戦略部 ← [旧] 企画調整局情報化戦略部

[新] 都市局工務課 ← [旧] 都市局市街地整備部都市整備課 ほか

○神戸市個人情報保護条例（抜粋）

（届出）

第6条 実施機関は、個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下「個人情報等」という。）を取り扱う事務を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報等を取り扱う事務の名称及び目的
 - (2) 個人情報等を取り扱う事務を所掌する組織の名称
 - (3) 個人情報等の対象者の範囲
 - (4) 個人情報等の記録項目
 - (5) 個人情報等の収集方法
 - (6) 個人情報等の電子計算機処理を行うときは、その旨
 - (7) 第9条第1項ただし書の規定により個人情報等の利用又は提供を經常的に行うときは、その利用の範囲又は提供先
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報等を取り扱う事務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。
- 3 市長は、前2項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る事項を第4章に定める神戸市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に報告するものとする。この場合において、審議会は、実施機関に対し、当該報告に係る事項について意見を述べることができる。
- 4 市長は、第1項及び第2項の規定による届出に係る事項を記載した目録を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

○神戸市個人情報保護条例施行規則（抜粋）

（個人情報取扱事務の届出事項）

第4条 条例第6条第1項第8号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第12条後段において準用する条例第7条第3項ただし書の規定により電気通信による電子計算機の結合をするときは、その旨
- (2) 個人情報を取り扱う事務を開始する年月日又は届け出た事項を変更する年月日

個人情報取扱事務目録

0105

事務の区分	固有
(1)個人情報取扱事務を所掌する組織の名称	市長室 市民情報サービス課 電話：322-5175
(2)個人情報を取り扱う事務の名称	市民相談業務
(2-1)個別事務名称	市民相談事務
(3)個人情報を取り扱う事務の目的	相談者の要件確認、及び相談内容の統計を行うため
(4)個人情報の対象者の範囲	相談者等
(5)個人情報の記録項目	
基本的事項	氏名 性別 住所 生年月日・年齢 電話番号
特定個人情報等	
家庭状況	
社会生活等	
思想・信条等	
その他	相談内容
(6)個人情報の収集方法	本人 相談者 本人以外収集理由 条例第7条第2項5号に該当 紙 相談者
(7)個人情報の処理形態	事務処理の委託 有 委託先 備考欄
(8)個人情報の経常的な目的外利用又は提供	
(9)開始・変更・廃止日	開始 1998/04/01 変更 2021/04/01 廃止
備考	R3.4.1組織改正。(6)の第5号は、答申第1号別紙1の類型5に該当/(7)の事務処理の委託先/兵庫県弁護士会、兵庫県司法書士会、兵庫県土地家屋調査士会、兵庫県社会保険労務士会、近畿税理士会神戸支部・芦屋支部・灘支部・兵庫支部・長田支部・須磨支部・明石支部、財団法人暴力団追放兵庫県民センター、(財)神戸いぎいき勤労財団、神戸市技能職団体連合会、神戸調停協会、兵庫県行政書士会